

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例

(平成28年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No.	発生月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	6	9～10	製造業	タイヤショベルでコンクリート塊（ガラ）を移動させている時、敷地内に設けた池（水深約3m）にタイヤショベルとともに転落した。
2	9	13～14	土木工事業	被災者は、タイヤショベル（0.3m ³ ）のオペレーターである。盛土した作業用通路（長さ約10m、幅員約5.5m、高さ約1m）を空荷で後進中、左後輪が路肩から逸脱して横転、約1m転落したタイヤショベルの運転席フレーム部分の下敷きになった。シートベルトは装備されていない型のタイヤショベルであり、運転席の扉は両側とも開けたままだった。
3	9	10～11	土木工事業	霊園敷地内の雑草対策としてコンクリート床を設ける作業において、小型ドラグ・ショベルで移動中、路肩が崩壊し運転していた作業員が小型ドラグ・ショベルごと高さ約9m崖下に転落した。
4	8	9～10	土木工事業	調整池復旧工事において、被災者は、法面の矢板を打つ位置に埋まった石をどけるため、移動式クレーン機能付きドラグ・ショベルを路肩に据え、当該石にワイヤーロープを掛けて当該ドラグ・ショベルで引き上げたところ、機体の後方が浮き上がり、被災者が誤ってペダルを踏んだため、ドラグ・ショベルが急旋回して法面を転落し、被災者は搭乗席から投げ出された。
5	5	8～9	土木工事業	トラック荷台に積み込まれていたドラグ・ショベルを荷台から下ろす作業に際し、ドラグ・ショベルの運転を行っていた被災者が、ドラグ・ショベルごと転落し、ドラグ・ショベルのキャビンに備え付けられたヘッドガードに腕を挟まれた。トラック荷台には、道板が備え付けられていたが、災害発生時に道板が使用されていた形跡はなく、また、当日の作業に、トラックの荷台からドラグ・ショベルを下ろす作業も予定されていなかった。
6	4	15～16	建築工事業	被災者は、自社敷地内の資材置き場にて、トラックの荷台にドラグ・ショベルを積載しようと、荷台後部に鋼製道板（長さ1.8m、幅0.35m）を掛けた後、当該ドラグ・ショベルを前進走行で荷台に載せた。荷台に載せ終えたあたりで、機体が滑り、重心が後方に傾いてひっくり返り、道板に接触しながら地上右側面に横転した。これにより被災者はドラグ・ショベル運転席前方のパイプフレームと地面との間に頭部を挟まれた。
7	12	15～16	土木工事業	林道開設工事現場において、被災者が掘削した土砂を約300m離れた土捨て場までダンプで搬出していたが、施工箇所へ戻ってくるのが遅かったため、他の労働者が探していたところ、既設林道の路肩から法長約36m下に搭乗式振動ローラーが転落しており、その付近に被災者が倒れているのを発見された。
8	7	15～16	土木工事業	被災者は現場事務所から施工場所まで測量器具を徒歩で運んでいたところ、元請労働者が運転するタイヤローラーが通ったため、当該タイヤローラーの左側面の搭乗用ステップに乗った。約100m走行した地点に約5cmの段差があり、タイヤローラーが跳ねた。運転者は被災者の方を確認したが、見当たらなかったため後方を確認したところ、路上に被災者が仰向けで倒れていた。
9	4	16～17	土木工事業	次の日は天気荒れるという予報が出ていたので、雨じまいのため当日の作業を早く切り上げ現場作業員全員で片付けに入ったが、自分の片付けに目途がついたので、一部未転圧の部分を自分の担当ではないが良かれと思い路肩近くに駐められていた振動ローラーで転圧作業をしようとしたところ、運転操作を誤り路肩からローラーもろとも勾配約30度の法面を8.4m下まで転落した。

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

10	3	16~17	土木工事業	河川局部改築工事において、悲鳴を聞いた同僚作業員が、仮設通路の 振動ローラー 横に倒れている被災者を発見した。
11	12	10~11	建築工事業	4階建RC造の解体工事において、屋根が木材等で出来ており、被災者及び二次下請けの労働者3名は屋根上で解体作業を行っていた。被災者は屋根材の切断作業を行い、その他は屋根材を集める作業を行っていた。屋根材を1か所に集めた後、被災者は、車両系建設機械（ 解体用つかみ機 ）の運転手に屋根材を下ろしていい旨伝え、その後、つかみ機が廃材をつかみ下ろしている時に被災者が屋根から飛び出して高さ約12mから墜落した。
12	10	8~9	建築工事業	被災者は、公民館解体工事現場で、地下埋設燃料タンクを撤去するため、 解体用重機 を運転して約5m下に移動していた。運転していた解体用重機が移動中の法面を滑り落ちる状態で、約5m下の地面に激突し、重機が横転した。
13	2	16~17	建築工事業	太陽光発電所のフェンスの設置工事に伴い、被災者がフェンスの胴縁（重量計：約470kg）にスリングロープをかけ、 車両系建設機械 を用いて吊り上げて運んでいたところ、法肩から当該重機が転落し、被災者が当該重機の下敷きとなった。
14	5	16~17	その他の建設業	送電用鉄塔の基礎工事に被災者含む作業員7名が約30度の斜面で作業中、被災者は土止めを使用する単管46本（約377kg）を ブレーカー の上部に玉掛けワイヤーを引っかけて、現場の資材置場から運搬していた。幅4mの作業道で旋回したところ、作業道脇の高さ1.5mの土止めの柵を乗り越え横転し転落。被災者は運転席から投げ出され、転落したブレーカーのアームと地面に挟まれた。
15	8	3~4	その他の建設業	首都高速都心環状線のトンネル内で片側2車線のうち左側車線を規制して、 高所作業車 の作業台に3名が乗車して、作業を行っていたところ、右側車線を走行中の3tトラックが高所作業車作業台に衝突し、その反動で作業員2名が道路上に墜落した。（墜落高さ約4m）
16	3	10~11	その他の商業	被災者は本件事業場の車両置場（完成品置場）において、 高所作業車 （作業床の高さ27m、積載荷重200kg）の点検のため、作業床に乗り、ブームを起伏（80度）してブームの伸縮状況を確認していたところ、ブームを最大限に伸ばした高さ27mから地上に墜落した。

■車両系建設機械

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	5	14~15	土木工事業	個人住宅の外構工事において、道路から約3mの高さにある宅地面まで ドラグ・ショベル を移動するため、斜面を自走で登っていたところ登りきれず、斜面の途中で上部旋回体を旋回させたところ横転した。斜面の最大傾斜は37度であった。
2	8	9~10	土木工事業	道路工事により出た仮置きのアスファルト殻を、被災者が ドラグ・ショベル を用いてトラックに積み込み作業中、ドラグショベルがバランスを崩して転倒し、キャビンから投げ出された被災者が転倒した車体の下敷きになった。
3	11	10□11	その他の建設業	ドラグ・ショベル で除染廃棄物の仮置き場の整地作業後、ドラグ・ショベルを次の作業場所へ移動するため、高低差70cmの傾斜を下る途中で転倒し、運転室から投げ出され、ヘッドガードの下敷きとなった。
4	1	15□16	農林業	公園内樹木伐木作業のため、 高所作業車 の搬器を昇降させた際、当該機械が転倒し、搬器に搭乗していた労働者2名が搬器外に投げ出された。

■車両系建設機械

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	11	13～14	土木工事業	被災者と事業主の2名で、当該事業場と事業主自宅を兼ねる敷地内の庭において、顧客に見せるための庭を整備中、被災者が飾り用の古木をワイヤーで玉掛けした後、事業主がドラグ・ショベルを運転し当該古木を一本吊りで吊上げ移動させた際に、吊上げた古木が立木に衝突して古木先端部が折れ、これが飛来し被災者の頭部に激突した。
2	1	9～10	建築工事業	RC造4階建て家屋の解体工事にて、コンクリート圧砕機を用いて4階壁の解体を行っていたところ、コンクリート片が飛来し、コンクリート圧砕機の後方で解体木片等の片付けを行っていた被災者に直撃した。
3	9	1～2	清掃・と畜業	熊本地震の災害ごみ仮置き場になっている村民グラウンドで、解体用つかみ機で廃材をつかんだところ、廃材の1部が約9mはね飛び、車両誘導等を行っていた作業員の眉間に当たった。
4	4	10～11	清掃・と畜業	車両系建設機械（グラップル型アタッチメント）を用いてフレコンバックをグラップルの両方の爪にそれぞれ一つずつ（各約400kg）掛けてトラックの荷台に積み込む作業を行っていたところ、車両系建設機械の油圧ホースが裂けて油が噴出し、アームが急激に降下したはずみでフレコンバックを外す作業を行っていた労働者にフレコンバックが接触して荷台から地面に転落しその上にフレコンバックが落下して被災した。
5	2	9～10	土木工事業	トンネル工事において、覆工コンクリートの打設に先立ち、コンクリートポンプ車の圧送配管に先送りモルタルを送ったところ、配管が閉塞したため、閉塞を解消後、コンクリート打設を開始したところ、何らかの原因により配管からコンクリートが飛び出し顔面に当たった。

■車両系建設機械

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	災害の発生概要
1	12	15～16	建築工事業	バックホーを使用して、現場に運び込まれた盛土を掘削箇所に埋め戻し作業中、手前側の盛土をすくうため、重機を移動させたところ、重機の近くにいた作業員が重機に接触し、轢れた。災害発生時、バックホーのキャabinは進行方向に対して横に向いており、運転室から被災者の立っていた位置は見えていなかった。
2	6	14～15	畜産業	堆肥回収のため、トラクター・ショベル（機体重量：5.8t）にて堆肥舎から前方道路に向かって左折し、直進しようとした際、当該道路を堆肥舎へ向かって歩いていた被災者と激突した。
3	12	18～19	その他の商業	被災者は、除排雪業者の雪捨て場において、ダンプトラックにて雪を運び込み排雪後、ダンプトラックから降車していたところ、雪ならしのため後進してきたトラクター・ショベル（除排雪業者）の右後方に激突された。
4	4	9～10	土木工事業	被災者は、元請事業場の社長等と計6人で上下水道の配管設置工事を行っていた。設置する配管は（公道下）地中の既設配管に繋ぎこんで設置をするため、元請事業場の社長がドラグ・ショベルを運転し公道の掘削をしていた。約1.5mの深さまで掘削を終え、掘削溝内に土止め用鋼矢板を設置するために鋼矢板の上部をドラグ・ショベルのバケットで押し込んでいたところ、バケットが（鋼矢板から外れ）掘削溝内にいた被災者に激突した。
5	12	9～10	建築工事業	倉庫建築工事の地盤補強作業のため、ドラグ・ショベルを用いて長さ4mの丸太の杭をバケットで地面に押し込む作業を行っていたところ、バケットが杭の上面から外れてしまい、バランスを失ったドラグ・ショベルの履帯前部が深さ48cmの溝に落ちてしまった。このとき、被災者は、杭を両手で抱え込んで支えていたため、大きく傾いたドラグ・ショベルのバケットが、被災者の頭部に激突した。

■車両系建設機械

06. 激突され

6	2	13～14	土木工事業	被災者は、場内整理中、近くで作業していた解体用つかみ機のつかみ具で保持していた木の枝が、被災者の頭部に激突した。
7	11	14～15	建築工事業	解体用建機のアタッチメント取替作業中に、手元作業員が突如動いた建機アームに激突された。被災者は、取り外し終わったアタッチメントのピンボルトの締め付け等を行っており、建機側は新しく取り付けるアタッチメントに向け建機を移動させようと、始動作業を行っていた。

■車両系建設機械

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	災害の発生概要
1	2	9～10	鉱業	電気操作室内のストープへの灯油供給に伴い、被災者は、ポリ容器内部の汚れを灯油で落とし、これを廃棄するためプラント作業場に立入っていたところ、同僚の運転するトラクター・ショベルに頭部を轢かれた。当時、トラクター・ショベルは後進走行で、運転者は被災者を轢いたことに気付かず、電気操作室内にいた別の同僚が倒れていた被災者を発見した。
2	5	22～23	土木工事業	道路工事のトンネル内において、坑口から760m地点で被災者が発破後の切羽の状況を点検した後、切羽から坑口に向かって歩いていたところ、切羽から坑口方面に後進してきたホイールローダに轢かれた。
3	1	9～10	土木工事業	土地造成工事において、ブル・ドーザーの運転手が、前日駐機していた場所から指示された作業箇所へ走行中、深さ約1.2m、法面勾配約40度の道路敷設予定の掘削部に降りた際、運転席より車外に転落し、同機の履帯（クローラ）に巻き込まれた。同ブル・ドーザーは無人のまま約86m自走し、電柱に衝突し停止した。
4	1	16～17	土木工事業	道路の舗装工事で路盤整正作業中に、傾斜している道路の山側にモーター・グレーダーを停車させ、運転手が運転席から降りた後、谷側の作業の様子を見に行った時に、モーター・グレーダーが斜面を逸走し始め、谷側で作業をしていた労働者を轢いて付近の空き家に衝突して止まった。
5	7	13～14	建築工事業	下請として施工中の解体現場から搬出された家屋廃材等を4t車（アームローラ）により、上記発生現場に所在する事業場に搬入した。所定の位置にダンプアップにより廃材を降ろした後、車両から降り荷台のあおりを閉める作業を行っていたところ、他の作業員が運転するホイール・ローダが後進してきたため、被災者は車両荷台とホイール・ローダの後部に挟まれた。
6	3	13～14	林業	被災者と同僚2名がブル・ドーザーの運転席以外の場所に乗車し、土場から地拵作業現場（尾根付近）まで移動した。作業現場に到着した当該ブル・ドーザーが、帰路に向けて方向転換するために旋回し後退した時、ブル・ドーザー後部（ウインチ部）に乗車中の被災者が、降車し又は振り落とされたため、後退中のブル・ドーザーに轢かれた。
7	3	8～9	製造業	敷地内において、ドラグ・ショベルを使用して鋼管杭の蓋をつり上げる作業中、ドラグ・ショベルの右脇に近接していた鉄柵を番線で結束していたところ、当該ドラグ・ショベルが左旋回した際、上部旋回体と鉄柵の間に挟まれた。
8	11	10～11	土木工事業	インターチェンジの料金所付近の通路を設ける工事において、掘削箇所の埋戻し作業で、狭隘な場所で、上部旋回体が後ろ向きになった状態の小型ドラグ・ショベルを用いて均し・締固め作業を行っていた際、後進したところ土止め支保工の切梁と操作レバーに胸を挟まれた。

■車両系建設機械

07. はさまれ・巻き込まれ

9	6	8～9	土木工事業	被災者は、朝礼後、担当現場に向かうため、同方向の別現場へ走行する ドラグ・ショベル （機体重量15.4t）の後方を別事業場の労働者と並んで歩いていたら、作業開始位置を過ぎたドラグ・ショベルが突然停止し、旋回体を10度程左旋回して後進したため、カウンターウェイトに接触し、ドラグ・ショベルの右側履帯に全身を轢かれた。
10	5	8～9	土木工事業	用水路浚渫工事の準備作業中、用水路内で準備作業中の被災者がバケットと用水路のコンクリート壁の間を通り抜けようとした際、 ドラグ・ショベル のバケットが急に動き、バケットと壁に挟まれた。災害発生時ドラグ・ショベルのオペレーターは用水路内にバケットを降ろそうとしていたが、頭上の電線が気になり確認のため天窗を開けようと運転席で中腰になった際、左のものが操作レバーに触れ、バケットを外側に動かしてしまった。
11	10	15～16	建築工事業	関係請負人の労働者（1次下請）が ドラグ・ショベル を使用し、掘削した埋戻土を足元に敷固めるため、後退したところ、後部を通行していた被災者（元請職員）が履帯に接触し轢かれた。
12	3	10～11	建築工事業	作業構台上の ドラグ・ショベル を使用し、構台から根切り底へ鉄筋の荷卸作業（用途外使用）が行われた。当該作業完了後、所定の置き場所まで自走後、180度時計回りに旋回させ停止させるところ、脇に被災者が倒れていた。倒れた位置から判断すると、旋回時に被災者が旋回体と構台の手すりに巻き込まれた可能性が高い。
13	7	8～9	建築工事業	コンクリート圧砕機 （車両系建設機械の解体用機械）の小割用アタッチメントに廃材を入れた袋の帯を引っ掛ける作業をしていた合図者の頭部が挟まれた。
14	11	14～15	卸売業	被災者が、事業所内ヤードの整備にて、別事業場所属の労働者が運転する 解体用機械 のアタッチメントの上に乗る、ヤード入口門扉の溶接作業を行っていたところ、解体用機械のブームが上昇し、アタッチメントと門扉の梁の間に挟まれた。

■車両系建設機械

17. 交通事故（道路）

No	発生日	発生時間	業種	災害の発生概要
1	2	12～13	その他の建設業	電柱建替工事の応援に行くため、事業場から 高所作業車 を1人で運転し、国道を走行していたところ、吹雪のため減速運転していた大型トラック（箱車）に追突した。
2	1	17～18	その他の事業	工場の新築工事現場で警備の業務を行っていた被災者が、圧送作業を終えた コンクリートポンプ車 （長さ7.43m、幅2.24m 以下ポンプ車）の交通誘導時にポンプ車に激突された。ポンプ車は数十メートル離れた現場事務所前の洗車場所へ移動するため、道幅3.8mの公道をバックで走行中であった。被災者はポンプ車進行方向側で誘導していたもの。（誘導者はポンプ車前後に1名ずつ配置）